

経営者・管理者・リーダー向け ハラスメント ミニ研修

6月から「パワハラ防止法」スタート！

労働施策総合推進法の改正により6月1日から、「職場におけるパワハラ防止のための措置」を講じることが事業主の義務となりました(中小事業は、令和4年4月1日から義務化されます)。これによって、「パワハラ」が法律として規定されました。「パワハラ」とは①優越的な関係を背景として ②業務上必要かつ相当の範囲を超えた ③労働者の就業環境が害される言動とされています。それらは具体的にはどういった内容なのか、必要な「指導」とハラスメントの線引きはどこなのか、ハラスメントによるトラブルが発生しないために**会社が行う必要がある措置・対応**とは何なのか等をお伝えいたします。「セクハラ」「マタハラ」についても、より内容が強化されています。ぜひ今回の研修をご利用ください。

日程 **9月29日(火)** 15:00～17:00

(受付開始 14:45～)

会場 庄司茂事務所(神戸)7階

参加費 5,000円 顧問先様 **無料**

講師 庄司茂事務所 谷口 陽香

ご参加は5社(1社2名まで)までとさせていただきます



相談会／セミナー お申し込み用紙

希望日 9/16(水)相談会 9/24(木)相談会 (希望時間のは2つ以上お願いします。)

希望時間 9:30～ 10:30～ 11:30～ 12:30～
 13:30～ 14:30～ 15:30～ 16:30～

相談会希望会場 庄司茂事務所(神戸)神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル7Fセミナールーム
 庄司茂事務所(姫路)姫路市安田4-36 マサミビル3F
 オンライン相談希望 (パソコンをご用意ください。ソフトは不要です。)

ご相談内容 新型コロナウイルス対策 テレワーク導入関連 助成金
 その他()

ご参加希望 9/29(火) ハラスメントセミナー

会社名 _____ 業 種 _____

会社情報 〒 _____ 従業員数 _____

TEL _____ FAX _____ E-Mail _____

ご参加者① 御芳名 _____ 御役職 _____

ご参加者② 御芳名 _____ 御役職 _____

お申込みFAX: 0120-38-3399

お申し込み後3日以内に受付票をFAXにてお送りします。(※ FAX以外でご希望の場合 受付票は TEL メール希望)
もし受付票が届かない場合は、お手数ですが弊事務所までご連絡お願いいたします。(TEL:0120-66-8050)

新型コロナウイルス対応相談会

参加費 **無料**

9月16日(水) 9月24日(木) 9:30~16:30 より各回

各種助成金等の最新情報をお伝えします
オンライン相談にもご対応いたします

コロナウイルスの**感染拡大**、会社の対応は…

- ☑ 従業員やその家族に**感染者が発生**したらどうする？
- ☑ 風邪のような症状がある従業員をどうすればいいのか？
- ☑ 従業員を休ませるときに給与は払わないといけない？
- ☑ **テレワーク**、時差出勤 を実施するときの注意点は？
- ☑ パート従業員にも正社員と同じ対応が必要？
- ☑ 売上が低下しているが、利用可能な**助成金**等はある？
- ☑ 従業員の外出を制限できる？

企業として対応すべき
この「**緊急事態**」に、不安はありませんか？

日々感染を拡大し、日本中、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス。基本的な疑問への答えから最新の国、地方自治体による**休業に関する助成金**、**家賃補助**や**物品購入補助**などについて、幅広くお伝えいたします。また、最近多くのお問い合わせをいただいております、**テレワークの導入**についてもご案内いたします。導入に際して必要な**就業規則等の整備**の注意点、利用可能な補助金等、気になる疑問はお気軽にご相談ください。



会場は可能な限り換気を行い、テーブル間の一定距離の確保、消毒液の設置、職員のマスク着用などの**感染対策**を実施します。なお、やむを得ず日程の変更 又は中止となる場合があります。あらかじめご了承ください。